

内部監査の実施状況について
(平成31年3月29日現在)

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	平成30年12月4日から平成31年2月27日にかけて実施	①会計経理事務に関する事項 ②庶務管理事務に関する事項 ③その他	①庶務関係書類（出勤簿・休暇簿等）の基本的な記載・訂正等事務処理方法を誤っていること等が認められた。	・内部監査終了後1ヶ月以内に是正報告するよう指導し、その是正を確認した。 ・「人事院規則」等に基づき、適正な事務処理を行うこととする。
宇都宮公共職業安定所他11所	平成30年10月22日から平成30年11月28日にかけて実施	①資金前渡官吏に関する事項 ②庶務管理事務に関する事項 ③その他	①庶務関係書類（出勤簿・休暇簿等）の基本的な記載・訂正等事務処理方法を誤っていること等が認められた。	・内部監査終了後1ヶ月以内に是正報告するよう指導し、その是正を確認した。 ・「人事院規則」等に基づき、適正な事務処理を行うこととする。
宇都宮労働基準監督署他6署	平成30年10月23日から平成30年11月22日にかけて実施	①庶務管理事務に関する事項 ②その他	①庶務関係書類（出勤簿・休暇簿等）の基本的な記載・訂正等事務処理方法を誤っていること等が認められた。	・内部監査終了後1ヶ月以内に是正報告するよう指導し、その是正を確認した。 ・「人事院規則」等に基づき、適正な事務処理を行うこととする。